

## 健康食品に関する景品表示法の運用について

平成 22 年 2 月 19 日  
消費者庁 表示対策課

## 1 景品表示法の規制の枠組み

## (1) 不当表示として禁止される表示

あらゆる商品・サービスについて、以下の表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのあるものを不当表示として禁止（4 条 1 項）

- 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示（優良誤認表示）
- 商品・サービスの取引条件について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示（有利誤認表示）
- その他内閣総理大臣が指定する不当表示（原産国表示等）

## (2) 景品表示法の規制の特徴

1. あらゆる商品・サービスに適用
2. あらゆる表示媒体・方法に適用
3. 一般消費者に著しく優良・有利と誤認される表示を規制  
⇒ 特定の用語の使用をそれ自体義務付けたり禁止したりはしない

## 2 健康食品に関する措置状況

## (1) 排除命令 過去 25 件（別紙）

## （最近の事例）

- \* シャンピニオン・エキスを用いて、口臭・体臭・便臭を抑える効果を標榜していたが、合理的な根拠が認められなかった事案（平成 21 年 2 月[8 件]）
- \* ゲルマニウムのデトックス効果による痩身効果を標榜していたが、合理的な根拠が認められなかった事案（平成 20 年 4 月[2 件]）
- \* アントシアニンを含む食品について、ブルーベリーエキスの 36%相当のアントシアニンが含まれる旨表示していたが、実際には同エキスの 1%程度しかふくまれていなかった事案（平成 18 年 11 月[3 件]）

\* 大豆イソフラボンを含む食品について、当該食品 1 粒当たり 25mg 含まれる旨表示していたが、実際には、表示量の 1%程度しかふくまれていなかった事案（平成 18 年 11 月[2 件]）

(2) 警告（違反のおそれがあるとして是正を求め、公表したもの）

平成 16 年度から 1 件（別紙）

（最近の事例）

\* コエンザイム Q10 含有食品について、商品の容器に、3 粒中に 300mg のコエンザイム Q10 が含有されている旨表示していたが、実際の含有量は約 18mg であった事案（平成 18 年 1 月）

(3) 注意（違反につながるおそれがあるとして、将来の違反の未然防止の観点から注意喚起したもの。非公表）

平成 19 年度から 10 件（うち 5 件は痩身効果を標榜する食品）

※ このほか、インターネット広告について、広告の表示上から問題のあることがうかがわれるものについて、管理者に対して、景品表示法の遵守を促す啓発メールを送信し、自主的改善を促している（平成 20 年度は、62 サイトに送信。うち 35 サイトは痩身効果を標榜する健康食品。）。